

## 5 まちなか居住促進に向けた体制

### 5-1 市民、事業者、行政の協働によるまちなか居住の推進

住宅の整備や身近な住環境改善は、基本的には市民や民間住宅事業者などが主役であります。従って、本市民、事業者又はまちづくりに関わる市民団体やNPOなど様々な主体が協働しながら、まちなか居住を進めていく必要があります。

そのため、住宅や住まい方に関する情報の集取や発信、市民とのワークショップやシンポジウムなど様々な活動を通じて「まちなか居住」を普及し続けていくことが重要です。

#### ■市と民間事業者や市民が協働でまちなか居住推進に取り組んでいる事例

(例1) 茨城県土浦市と金融機関（常陽銀行）が協定を結びまちなか居住施策を進めています。

- ・中心市街地への住み替えのため、住み替え前の住宅を賃貸してローン返済に充てる「リバースモーゲージ(自宅を担保とした金融商品)」を活用。市と金融機関の連携により、まちなか居住を進めています。
- ・また、老後の生活資金を確保する制度や住宅取得に対する低金利でのローンの優遇策を利用できる制度などがあります。



(例2) 市有地に市民と地域のNPOが芝生広場をつくり居住者の交流を創出（佐賀市）



## 5-2 横断的な庁内体制の構築

本計画の施策案は、行政の押しつけではなく、住民の方々自らが主役となって課題を分析し、将来像を描き、実行することを想定したものがほとんどです。

このような住環境づくりを進めるにあたっては、住民の方々だけががんばるのではなく、行政もがんばる必要があります。

例えば、住民の方々からより良い住環境づくりのために、公共施設の今までになかった利用をしたいとの提案があった場合、これを迅速に、かつ前向きに検討するため、横断的な庁内体制を構築し、市民、事業者と一体となってまちなか居住を進めてまいります。

### ■まちなか居住に関わる関係所管の連携

